

所得税・住民税、消費税・地方消費税の申告はお早めに

申告はお早めに

今年の所得税・住民税の申告期限は、3月15日（木）です。

また、個人事業者で平成21年中の課税売上高が1,000万円を超える方などは、平成23年分の消費税・地方消費税の確定申告書を税務署に提出し、納税する必要があり、4月2日（月）が申告期限となります。

お早めに申告してくださるようお願いいたします。

国税については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると、自宅や事務所などで申告・納税の手続きがインターネットを通じてできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご覧ください。

県税についても、地方税ポータルシステム（eLTax）を利用して、法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告手続きがインターネットを通じてできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、eLTaxホームページ

<http://www.eltax.jp/> をご覧ください。

住宅ローン控除について

個人住民税の住宅ローン控除について、平成21年から平成25年までに入居し、平成21年分以後の所得税において住宅ローン控除を受ける方も、個人住民税の住宅ローン控除を受けることができます。

合わせて、個人住民税における住宅ローン控除は、個人が市町村に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出せずに受けられます。

【住民税の住宅ローン控除概要】

（1）【対象となる方】

所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった方のうち、

- ・平成11年から平成18年までの入居者
- ・平成21年から平成25年までの入居者

平成19年と平成20年の入居者は、所得税の住宅ローン控除の適用は受けられますが、個人住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

なお、平成19年と平成20年の入居者は、所得税では、住宅ローン控除を受ける最初の年に、控除率を引き下げて控除期間を10年から15年に延長する方式を選択できる特例が設けられています。

(2) 【控除される額】

次のいずれか小さい額が住民税から控除されます。

- ・所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ・所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(上限97,500円)

(3) 【適用方法】

勤務先の年末調整や、税務署の所得税確定申告の内容から、市町村で住民税の住宅ローン控除額を決定し、適用します。

これまで必要だった市町村への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要になります。

詳しくは、お住まいの市町村までお問い合わせください。